

深川市公平委員会規則の準用に関する規則

平成31年2月18日
組合公平委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 北空知衛生センター組合公平委員会の運営のために行う深川市公平委員会規則の準用については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 北空知衛生センター組合公平委員会に、次に掲げる深川市公平委員会規則を準用するものとする。

- (1) 深川市公平委員会議事規則(昭和38年深川市公平委員会規則第1号)
- (2) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和47年深川公平委員会規則第2号)
- (3) 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和47年深川市公平委員会規則第3号)

2 前項の規定により深川市公平委員会規則を準用する場合において、必要な技術的読替は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。